

マイナンバーで困ったら 民商で相談対策を

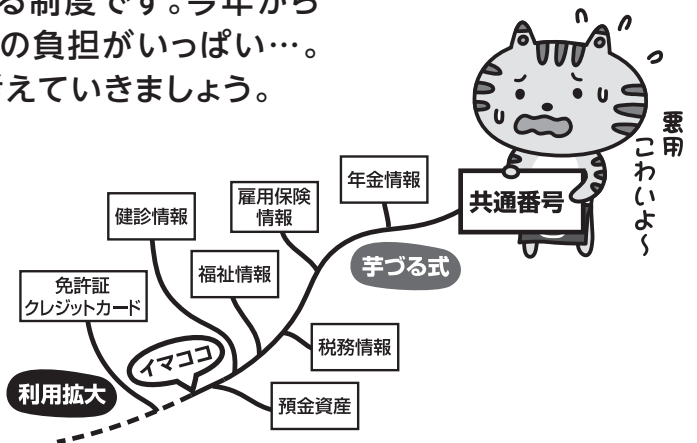
マイナンバーは、国が個人情報をもとめて管理する制度です。今年から申告書や源泉徴収票への記載も始まり、事業者への負担がいっぱい…。マイナンバーの悩みは民商へ。いっしょに対策を考えていきましょう。

番号の記載なくても書類は受理される！

- 内閣府や国税庁は「番号の記載がなくても書類は受理する、罰則も不利益もない」と回答。

所得及び復興の申告書B		FA0122
個人番号		
フリガナ		
氏名		
性別	職業	屋号・雅号
男		
女		
生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯
特産の表示	特産の表示	整理番号
課税される所得金額(㊹-㊹)又は第三表上の㊹に対する税額		26 000
		27

第一表 (平成二十八年)



こういう相談も民商へ

- 従業員から番号を集めないとダメ…?
- 生命保険の受け取りに
番号が必要と言われた…
- 取引先から番号を教えてほしい、
と言われているけど…

マイナンバー制度は中止に

そもそも、本人の意思に関係なく、個人情報がる裸になるマイナンバー制度は、プライバシー権と財産権の侵害です。なりすましや情報流出などの、トラブルもすでに発生しています。現在、全国各地で違憲訴訟まで起こっています。

中小業者のなんでも相談 土日OK(午前10時から)

☎0120-22-0000

詳しくはwebで

民商おおさか

ウェブ検索

